

第105回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和3年11月30日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
日程第 5. 発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）
日程第 6. 報告第 10 号 専決処分 of 報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 7. 報告第 11 号 専決処分 of 報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 8. 議案第 100 号 工事請負契約の変更について（佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事）
日程第 9. 議案第 101 号 工事請負契約の変更について（三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事）
日程第 10. 議案第 102 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11. 議案第 103 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 104 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 105 号 佐用町森づくり基本条例の制定について
日程第 14. 議案第 106 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
日程第 15. 議案第 107 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 108 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 109 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18. 議案第 110 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 19. 議案第 111 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第 21. 委員会付託について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 105 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでご参集賜り、誠にありがとうございます。

お聞きのように、私、本日、早朝から声が出ない状態です。大変、聞き苦しいとは思いますが、誠心誠意頑張りますので、どうかよろしく願います。

さて、今期定例会には、発議 2 件、報告 2 件、条例の制定・改正などの議案 6 件、令和 3 年度各会計補正予算案 6 件、選挙 1 件の計 17 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

庵途町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日、11月30日、最後です。明日から、師走に入って、本当に後、令和3年も残すところ1カ月ということで、非常に気ぜわしく感じるところであります。

気象庁の長期予報で、今年の冬は、非常に寒い冬になるということでありました。それが、はやもう当たっているようで、このところ、非常に朝方、気温が低く、氷が張るような感じのところもあります。佐用のほうから北を見ますと、中国山地、後山のほうは、本当に白くなって、去年は、なかなか雪が見えなかったんですけども、今年は、はや雪をかぶっております。本当に、今年は、かなり雪等についても警戒をしなければならない、そういう年になるのかなという感じが、はやいたします。

コロナのほうは、感染が、非常にこのところ落ち着いて、兵庫県下全体を見ても、一桁の報告になって、行動の規制もかなり、それぞれ緩和をされてきた状態になっておりますけれども、報道でご承知のとおり、新たな変異株が出現して、これが、また、今、世界中に広がりつつあるということで、そのへん、ワクチンも、なかなか効きが悪いのではないかと、非常に感染力が強いのではないかとというふうに、心配もされておまして、今の状態では、そういうものが広がってくれば、来年、年明けから以降に、新たな、また、感染が広がるのではないかとということで、なかなか、この点も収束をするという、そういう見通しが立たない、本当に不安定な状態が続く中で、年末、また、年始を迎えるのかなというふうな感じがいたします。

さて、来年度に向けて、国のほうの予算についても、既に、いろいろと閣議決定されて、国もコロナ対策、経済対策等で、かなり大型予算が組まれるというような見通しでありますけれども、それに対して、この11月、コロナもかなり落ち着いてきた中で、各いろいろな団体の大会を開いて、国、特に関係省庁に対して、予算要望を行ってまいりました。道路関係、また、河川、治山、また、過疎連盟とか、山振連盟、そういう大会も開かれまして、私も、それぞれ大会にも出席させていただき、特に、後の財務省等への陳情、要望、また、関係省庁で、国交省、また、農水省、林野庁、そういうところにも伺って、来年度以降について、そうした予算に対しての要望を行ってきたところであります。

国としては、来年度予算の前に、ご存じのとおり、コロナ対策に対しての今年度の補正予算を閣議決定がされまして、非常に大きな補正予算を、今、予定をされております。

ただ、その中で、私たちの市町に関係する予算としては、臨時交付金、地方創生臨時交付金としての額が6兆余り、今、決定をされているところで、ただ、その中で、5兆円ぐらいは、飲食店等、また、そうした支援に対する予算であるということを知っておりますので、1兆円余りが、また、今後、令和3年度の補正予算として、また、通知が来ると、配分があるというふうに予想をしております。そうなりますと、前回の予算から見ると、佐用町へ2億円ぐらいが配分が来るのではないかと。ただ、こうして、今年度も残り少なくなった中で、そうした予算が配分されても、当然、それを執行することは、非常に難しいわけでありまして。

国としても、これは、当然、事業繰越し、また、予算繰越しも認めるということでの補正予算だというふうには、多分、予想はしているんですけども、町としても、今、予算編成を行っております、来年度に向けての、いろんな計画の中で、その予算が、まず、活用、利用できる部分があれば、当然、それを活用するというふうな予算編成にしていきたいと思っておりますけれども、どちらにしても、やはり、大変貴重な財源でありますので、有効に使えるように考えていきたいと、そのように考えております。

さて、今日、こうして開会いただきました12月議会におきましては、皆さんにお知らせしましたように、人事院勧告による給与の改定等については、見送りということになりま

した。そのほかに、工事請負契約の変更、また、条例改正、そして、12月の補正予算等、上程をさせていただきますので、それぞれ、慎重にご審議をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第105回佐用町議会定例会を開会します。

　　今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

　　これより、本日の会議を開きます。

　　直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

　　会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。1番、金澤孝良議員。13番、平岡きぬゑ議員。

　　以上の両議員にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（石堂 基君） 　　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

　　お諮りします。今期定例会の会期は、本日11月30日から12月17日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日11月30日から12月17日までの18日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（石堂 基君） 　　続いて日程第3に入ります。

　　行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（石堂 基君） 　　なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

議長（石堂 基君）

それでは、日程第4、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。加古原瑞樹議員。

〔3番 加古原瑞樹君 登壇〕

3番（加古原瑞樹君）

おはようございます。

ただ今、上程いただきました発議第4号についての提案説明をさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書（案）を佐用町議会会議規則第14条の規定により提出しようとするものであります。

内容につきましては、意見書の朗読をもって代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（石堂 基君）

これより、発議第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） これは、提出者というよりも、町の実態がどうなっているかということ、町の税務課長にお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（石堂 基君） 許可します。

9 番（金谷英志君） 初めに、固定資産税等に係る特例措置の影響と、それは、国のほうから補填されると聞いているんですが、何によって補填されるかということ。

次に、土地に係る固定資産税の課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整額の影響。

それから、令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、意見書では述べていますけど、これの本町への影響について、額として、どのぐらいになるでしょうか。

[税務課長 挙手]

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） まず、固定資産の影響なんですけど、町税全体 19 億円の予算を令和 3 年度の当初予算の中で組んでおります。予算の中で、入の地方税特例交付金というのがあります。その中で、固定資産税については、約 9,500 万円の減収補填というのを予定しておりました。これの根拠につきましては、減収に適用する中小企業と言いますか、償却資産、それから、事業に伴う固定資産を持っている業者が、約 800 件ほどありましたので、それを抽出いたしまして、今回の減収については、度合いによって 50%の減収か、それから、100%の減収かということになるんですが、おおむね 50%程度の減収であろうということで想定して、試算した額が、この 9,500 万円ほどになっております。

実際には、ほぼ固定資産については、確定しておるんですけども、800 件のうちの約 100 件が認証を受けて申請をされました。この額が、約 3,200 万円という数字になっておりますので、9,500 万円から 3,200 万円への減額になりますけれども、その分は、税収の中で増えているという形になります。

それから、この 2 番目の負担調整というところなんですけれども、土地は、佐用町の場合については、下落しております。これが反対に上がる時もあるんですけども、全国的に言いますと、都市部の商業都市に関しては、2、3 年前から上昇傾向にあるというふうに言われております。佐用町は全体的には下落の状況にありますので、これには適合しないんですけども、内容については、上昇した場合に、去年の課税標準より上回った場合、去年の数字を限度額にしようという減額措置です。ですから、もし、増額すれば、その限度を出た分の分を前年と同じ額にして増えた分で減収した分を補填しようというふうな形の分でございます。

ただ、佐用町については、対象がないといった状況でございます。

それから、環境性能割につきましては、排気ガスの度合いによって、1%、2%、それから免除というふうな 3 つの方法があるんですけども、今回、それぞれが半額になったということで、1%かゼロ%かというような内容でございます。

当初の計画では、約 170 万円の減収補填をしております。これの実態につきましては、

軽自動車環境性能割というのは、来年の3月まで登録がございまして。特に、2月、3月については、春先の需要と言いますか、売れる期間がありますので、そういったところに、どのくらい新車の登録が見込まれるかというところで大きく違いますので、今の段階では、額が言えない状態ですが、昨年の数から言いますと、佐用町については、新車の登録が非常に低迷しております。13年以上の古い軽自動車を利用するという形で、従価税で自動車税が横ばいしているというような状況ですので、当初の予算を出した170万円程度は入るのではないかなというふうな状況でございまして。

税の収入については、こういった特例の交付金について補填されますので、影響はございませんけれども、将来的には、このお金をどこから捻出するかということになると、増税といったようなことが、措置が取られて、国民が負担するという形になりますので、こういう趣旨の中では、やめてしまっただけ補助金で対応するという方法も1つの方法かなというふうな感じは、私としての意見でございまして。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

9番（金谷英志君） はい。

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案の反対討論を行います。

この意見書（案）は、表題としては、コロナ対策、地域の防災・減災、社会保障等への対応のため、地方財源の充実を求めています。

しかし、内容は事実誤認があり、町民の負担増を求めるものになっています。

1項の地方財源総額の確保については、当然であり賛同できますが、第2項の固定資産税の特例措置については、事実誤認があります。意見書（案）では、コロナ対策で講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであるとしていますが、特例措置による固定資産税の減収分は、国からの減収臨時交付金で補填されており、実質、本町の減収にはなりません。かえって、意見書（案）が言うように、今回限りで確実に終了すれば、来年もコロナ禍が収束が見通せない中、町内事業者によっては、軽減がなくなり、約3,200万円の負担増となってしまいます。

3項の土地に係る固定資産税の課税標準額の令和2年度と同額とする措置については、本町の土地課税標準額の上昇はなく、効果はありません。また、仮に、上昇があったとしても、町としては、減収補填されるのに町民には軽減措置がなくなることで、ここでも負担増になります。

4項の自動車税の環境性能割の軽減延長は、コロナ対策とは何ら関係がありません。環境負荷軽減の政策であり、引き続き取り組むべきものであり、本町への影響額がわずかに約170万円程度と見込まれます。

以上、コロナ禍のもと厳しい状況下にある町民の暮らし、町内業者の経営等を考えた時、

町民負担増につながるものであることを指摘して、反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） それでは、賛成討論いたします。

日本では、新型コロナウイルスの感染者が、やっとな減っていくという、そういうふうに見えたんですが、最近、突然のように、南アフリカで発見された新型変異株のオミクロン株による感染がヨーロッパ等で確認されるなど、まだまだ、各方面で厳しい状況が続きそうです。

どこの自治体も引き続き、財源不足の危機に陥りそうです。

また、新型コロナ対策でなく、各分野での財政需要の増嵩が見込まれるということは、誰にでも分かっていることです。このような時こそ、地方議会は小異を捨てて大同に就き、一丸となって、十分な財源の総額と安定した財源の確保を国に求めるべきであり、賛成します。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 4 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、発議第 4 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、発議第 5 号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）を、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。金谷英志議員。

〔9 番 金谷英志君 登壇〕

9 番（金谷英志君） 発議第 5 号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）を読み上げて、提案説明に代えます。

沖縄戦では一般市民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1,593 名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国

唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。

先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されない。

よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。

議長（石堂 基君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 意見書の表題に戦没者の遺骨等を含む土砂の遺骨等の等とは何かということと、実際、糸満市南部地域を土砂の埋立てに使うという、そういう計画はあるのかと。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 意見書にもありますように、遺骨等としたのは、遺骨だけじゃなしに、当時、市民も巻き込まれておりますから、当時、身に着けている、着の身着のまま逃げ回ったということですから、遺品なんかも、それから、当時、着ていたものとか、身に着けていたもの、そういう遺品が等ということに含まれます。

それから、現在、政府のほうでは、実際に、その埋立ての計画が進んでいるという、ですから、こういうふうな意見書を出して、遺骨を含む土砂については、基地に、埋立てには使わないように。実際に、計画としては、国のほうとしては持っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） それと、この文面よく見ますと、あまり政治的な意図がないというような感じで、例えば、これを、意見書を採択したことによって、次に、辺野古の埋立てですか、とか、そういうことの反対のために、リンクさせていくということはないというふうに解釈していいんですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） この意見書については、埋立てについて使う土砂については、遺骨をしない。基地、そのものの、そういう議論に踏み込みますと、基地がどうかということがなりますから、今回の意見書については、土砂の中に遺骨を含んだ土砂を使わないように、基地全体のどうこういう議論ではないというふうに考えます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 僕も、どこを埋め立てるのかを聞きたいなというのがあって、これには、単純に埋立てとあるけど、どこをいうのがなかったの、それを、まず、聞きたいなと思ったんですけど、どこというわけではないということになると、これ後、とんでもない話になるので、ということは、どういうことかと言うと、例えば、ここに書いてあるように、24万1,595名の名が刻まれておる人間の骨がそこへ集まって置かれているところを取られたんなら、これは、私は、絶対まずいと思ったんです。

ところが、名前を刻まれているだけで、そこで多くの人間の骨があるというわけではなくして、沖縄戦で死んだという人間だけの骨が、ただ、そこにもあるだろうというだけであるならば、沖縄全部でもあるし、いや、これは、はっきり言えば、東京でも莫大な人間が死にました。こんな人間の遺骨収集されていません。大阪でも莫大な人間が、これ地上戦より酷いんですよ。地上戦は相手がおるから戦えるんです。気分が、まだ、前向いています。ただ、広島でも長崎でもそうですけども、何もすることができない中で、上から火が飛んでくるんです。弾が飛んでくる。抵抗できない。もう惨め、悲惨しかないんです。沖縄は、まだ、戦えたんです。それだけましなんです。

京都は、よく一般的に空爆はない言われました。そんなことはない。うちの母、京都ですけど、そんなことはない。ずっと、あったと言うていました。現実にあったんですね。どうすることもできない。この人たちの遺骨は取れていません。

今、金谷議員の説明だったら、これ日本中、どこの土も取れなくなる。取れる土なんか、本当はない。

極端なこと言うと、これ戦争というのは、悲しい話であって、第二次世界大戦だけが悲しいのではない。上月城でも悲惨でした。佐用町でも福原城（佐用城）600人が死んでいます。第二次世界大戦だけで死んだのが悲惨ではない。多くの人間が死んだことが悲惨です。日本中の土地、土取れなくなります。それについての回答をお願いします。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 埋立てを、どこに使うかということですがけれども、名護市辺野古の米軍基地の建設に伴う土砂に使うという土砂です。

ですから、沖縄戦で犠牲になった方が、米軍の基地のために土砂を使うという、その点で、全国に、それ広がるものでもありませんし、沖縄の特殊な事情が、ここにあるという

ふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） これは、辺野古に埋めるいうことを反対ということなんですか。これでは、まるで政治的な意図が、もう丸見えになってしまう。

これでは、私、賛成しようかなと思っておったんやけど、議長にも賛成するよと言うたんですけど、政治的な意図が、ここまで、はっきり本人から出てきたら、そのために、反対ということになれば、私の言っていること間違いじゃないと思うんですよ。日本中、その戦争で死んだ人の遺骨なんか、絶対に収集できていませんもん。できませんから。

それで、僕は、沖縄が特別というわけではないと思うんだけど、そういう中で、よく今の返事聞いてみると、辺野古の埋立てに反対するためというふうにしかな聞こえないので、これでは、私、賛成しようかなと思ったけども、賛成できないな。

これ、ごめん。質疑じゃない、意見になってまいようから、ちょっと、最後の言葉は消しておいてください。

ちょっと、そういうふうなことを感じましたね。以上、終わり。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 日本の国は、戦死者が亡くなった場合、攻め入った、タイとかインドネシアのほうでも遺骨収集に努めておりましたり、それから、この沖縄でも、当然、遺骨の収集をしておると思います。全部が全部 100%いうのはできていないのかも分かりませんが、その今、埋立てしておる土砂については、そういうやつの山のほうの分を取っておると思うんですけど、その中に、こういう今、金谷さんが言われたようなことも入っておるということで、いいんですか。ここは、どんなんでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 今、摩文仁だけじゃなしに、ほかの土地の土も含まれているかどうかですか。

8 番（岡本義次君） その、今、埋立てしよる山の。

9 番（金谷英志君） それは、沖縄のほかの土地、摩文仁以外の土地の土砂も含まれますね。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 先ほど、私の最初の質問の中では、そういう基地の埋立てとか、そういうものとは、全くリンクしないんだと。政治的な意図はないんだという回答だったんですけども、先ほどの山本議員の質問の中の回答では、いや実は、辺野古の埋立てなんだというようなこと、これ、さっきの答弁、ちょっと、修正しないと、これ、全然意図が変わってくるんですけどね。

いや、基地の埋立てには関係ないと、私の時は答えて、山本議員の時には、いや実は、基地の埋立てなんだと、これだったら、全然こう正反対の回答になっておるんです。これだったら、これ、賛否のあれが取れないですよ。これだったら。

これ、ちゃんと、きちっと修正するなり、むしろ、これだったら、一度、出直して提案してほしい。どうですか。提案者。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 私、この意見書出した時には、どこの埋立てに使う土かというのは、意見書にはありませんけれども、当然、その米軍基地に使う土砂だということは、皆さん、ご存じだと思うんです。

意見書には、ないですけども、改めて、提案する。し直すということはないですけど、はっきり、その今、山本議員に答えましたように、どこに使う土砂かというのは、米軍の辺野古基地に使う土砂です。それを、戦没者が多く眠る摩文仁の遺骨を含んだ土砂を使うなど、そういう意見書です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） ちょっとこれ、意見書というのは、やっぱり、きちっと正確にですね、だったら、この2番か3番に、特に、辺野古の埋立てには、断じて許されないと、亡くなった人は、沖縄県人だけじゃないですよ。日本全国の方が亡くなっているんですから、だから、そういう人道的な意味を含んで、これ賛否いうべきじゃないんですけど、これだったら賛成してもいいかなと思ったんです。

そこに、その裏に、実は、基地問題があるんだと。基地問題はリンクしないんだとおっしゃりながら、そういう意図を持って、もし提出したのであれば、全くこれ、提案の趣旨が違ってきますから、これはもう、意見書として成り立たないんじゃないですか。

これは、やっぱり出し直してもらいたいのか、このままだったら、そういう意図を含んでいるということがあるのであれば、賛否を言うべき時じゃないんですけども、賛成しかねますから、やはり、改めて、提案を引っ込めていただいて、出し直していただきたいなと思っています。

〔西岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 西岡議員。

12 番（西岡 正君） 休憩動議をお願いします。

〔山本君「はい、賛成」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 休憩します。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 23 分 再開

議長（石堂 基君） 会議を再開します。

ここで断りをします。先ほど、本案については、本日、即決としましたが、改めて、この案件についての採決は最終日に行うこととしたいと思います。

その経緯等について、先ほど、議運のほうで協議をしていただきましたので、委員長より報告していただきます。

議会運営委員長（千種和英君） 本件の発議第 5 号につきましては、本日即決という形で、皆様にお話をしておりました。しかしながら、先ほどの質疑等々で、双方、もう少し、調査、研究が必要ではないかという意見が出ましたので、先ほどの議会運営委員会の中で、議長がおっしゃいましたように、最終日、12 月 17 日の質疑・討論・採決をもって審議をしたいというふうに議会運営委員会のほうで決定をいたしましたので、その計らいでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（石堂 基君） 以上のように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6．報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、報告第 10 号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 10 号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、南光自然観察村において、施設整備として職員が草刈り作業を実施していたところ、相手方が所有する車両に石が飛び、右クォーターガラスを破損させた損害について、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告するものでございます。

事故の概要は、令和 3 年 8 月 16 日午後 3 時 30 分頃、南光自然観察村において、連棟コテージ横で職員が草刈り作業を実施していたところ、施設内道路を挟んでサウナを利用するために駐車していた相手方のワンボックス車両に石が飛び、右側最後部のサイドガラスを破損させたものであります。

このたび町として、国家賠償法第 1 条に規定する賠償責任を認め、修理費として 4 万

8,708 円を支払う内容で、9 月 16 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、賠償の額を定め和解することを専決処分をいたしております。

以上、ご報告申し上げます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の例などは、今後もあり得ることだと思うんですけど、今回の事例を受けて、今後のことについての対応とか、検討した結果、今後の対応について、何かありましたら、ご報告お願いできますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 今回の事例につきましては、先ほど、町長の説明でもありましたとおり、場内の連棟コテージというコテージの前の広場の草刈りを職員が行っておりました。

それから、私の現場での立ち会う限りでは、10 メートル以上離れて、道を挟んで川沿いに設置されておりますサウナの駐車場にとめてあったお客様の車に石が飛んだということで、この職員につきましては、まだ、自然観察村に来始めて、まだ、間がないということで、そのへんの経験も浅かった中で指導が不行き届きだったというふうに、私どもの責任を感じているところでございます。

これまでも、できるだけというか、必ずお客様や、それから、車がある所では、草刈りはしないというやり方を守ってきたんですが、今回、おそらく 10 メートル余りの距離が取れておったので大丈夫だろうということで、草刈りをしたということでございますけれども、今回、こいう事件を起こしてしまいましたので、今後は、草刈りにつきましては、今まで以上に人や車の近くでは保安距離をしっかりとって、必ず行うように、指導も今、しておりますので、より一層気をつけて、作業を行わせたいというふうに考えております。大変、申し訳ありませんでした。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 僕、ちょっと、聞くけど、10 メートルも離れておったわけ。僕らは、そんなんでも、10 メートルも普通飛ぶかな。10 メートルも飛んだら、車のガラスが割れるほどの勢いというのは、ちょっと、想像できない。

それでチップソーなのか、ひもなのかによってそうやけど、チップソーやったら、大きい石飛ばんからね。小さい石しか。

〔「ひもです」と呼ぶ者あり〕

10 番（山本幹雄君） ひもなんか。ひもだったら、そこそこの飛ぶ。

そやけど、そこそこのやつになると、10メートルも飛ばんよね。10メートルなんか飛ぶか。

10メートル飛んで、そこで、車のガラスが飛ぶほどの勢いがあるかな。それで、あったら、それは、そうなんだろうけど、僕、もともと聞きたいなと思ったのは、あったんはしゃあないと。あったんはしゃあないんだけど、やっぱり、次からどうするかと言ったら、よく道路沿いか何かだったら、ベニヤ板を横へ置いて、こっちが道路だったら、ベニヤ板もって、こっちへ飛ばんようにしたりしようからね。

そういう形を、何か考えないかなのかなというて言おうかなと思ったら、距離を取るか、そういうことはしないというのがあったけど、それでも、せなあかん時があるんだったら、ボードを置いて、そっちへ飛ばんようにだけ意識しておく。

そやけど、10メートルも飛ぶかな、10メートルいうたら、ここからそこでも、何メートルよ。10メートルないやろ。

僕らも、よく草刈りするけど、10メートル以上あってといたら、ちょっと、びっくりかなという感じでしかないけど。それは、それで、しゃあないけど。

ボードとか置いたりして、気だけはつけてもらわなあかんかなと思いますね。飛ぶかな、10メートルも。

議長（石堂 基君） ほかに質疑は。

〔金澤君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1 番（金澤孝良君） 今、商工観光課長、より一層気をつけて、今後、対応するという事なんやけども、その具体的なことを、ちゃんと取り決めて、やっぱりやっていかなんたら、今の具体的に山本議員が言われたように、必ず草刈りの時には、道路工事だったら、必ず、今、ベニヤ板持って、係員がついていますはね。そういった、具体的なことを、ひとつ考えていただいて、これから、やっていかんと、気をつけてという言葉の中に、気をつけておったんやけども、あかなんだということが、結構ありますので、そこらあたり、慎重に、また、お客さん相手の場所なので、私もシルバー人材センターで5年間ほど勤めさせていただいたんですけども、5年間のうちに、その草刈りで飛んだということが6件ぐらいありました。1年に1回ぐらい、必ず気をつけてやってくれ言うても飛散はあるんです。特に、ひもの場合は、結構飛びますので、やっぱり、必ず2人でやるとかいうような、かっちりとしたルールをして、お客さん相手のところは、やってほしいと思います。

個人が自分の土地で自分の家のガラスを割ったぐらいは、しゃあないなで済むんやけども、こういった、賠償責任が出るということは、非常にお互いに変な事だと思いますので、そこらあたり徹底してやっていただきたいと思います。

議長（石堂 基君） 回答はよろしいですね。

1 番（金澤孝良君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第7、報告第11号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第11号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、国道179号の佐用坂におきまして、クリーンセンターの収集車両が相手方車両に接触をし、損傷させたことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告するものでございます。

事故の概要は、令和3年8月26日午前11時45分頃、収集車両が、国道179号佐用坂を徳久方面から西向きに登坂車線を走行中、運転手がハンドル操作を誤り、走行車線にはみ出したことにより、並走中の相手方車両の左側面に接触をし、車両の一部が損傷したものでございます。

町として、国家賠償法第1条に規定する損害賠償責任を認め、町側の過失割合を90%として、相手方車両の修理費39万円の90%に当たる35万1,000円を支払う内容で、10月11日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分をいたしております。

以上、ご報告をいたしました。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） これ佐用坂のカーブしたようなところ、ちょっと危ないところがあります。事実。何回か走っていますので、分かっていますが、これハンドルを取られていくことでございますけれど、これどんなんでしょうか、それは、誰も起こそうとして起きるわけじゃないんですけれど、やはり、スピードが、ちょっと出たおったんかなというふうにも思うんですけど、そこらへん、何キロぐらいで走っておったんか分かりますか。

それと、どう言うんですか、これ相手のところへ行っただけということで、90%やね、ですから、10%は相手も過失という、双方が動いておった場合だったということでございますけれど、当然、佐用のクリーンセンターのほうが悪いということであれば、この10分の9で仕方がないんかなというふうには思うんですけど、それは、今まで、判例として、こういう場合が10分の9とか、10分の1で済んでおるかどうか、その2点をお尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） まず、1点目のスピードの件なんですけども、実際、ドライブレコーダーで確認したんですけども、スピード的には、さほど出ていないです。パッカー車ですので、そこそこ重量ありますし、大型ですので、スピードは、そんなに、坂道、上り坂ですから出ておりませんでした。

ドライブレコーダーの様子を見ますと、当然、左カーブになっておりますので、左に切らなあかんということなんですけれども、操作誤って、ちょっと、センターラインを越したというような状況を確認して、センターラインと言いますか、登坂車線の追い越し車線との間の線を越したというような状況を確認しております、スピードは出ておりませんでした。

それと、割合につきましては、それぞれ、保険会社のほうが、双方、事故状況を把握して、その中で決定しておりますので、一概に、この場合だったら何%というのは、こちらとしては、ちょっと、分かりかねるという状況でございます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 毎日、クリーンセンターの車が、ずっと走っておりますので、今後、こういうふうなことのないようにということで、反省会なり勉強会というのか、指導はしたんですか。後。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 当然、クリーンセンターの収集車両、事故が結構ございまして、その都度、職員集めて、これは、日常的にやっておることでございますけれども、クリーンセンターは、道路交通法の規定に基づきまして、安全運転管理者の選任が義務づけられております。クリーンセンターにつきましては、クリーンセンター所長が安全運転管理者ということに選任をされております。所長、毎朝、朝礼を実施しまして、その路面の状況ですとか、気温、天候、そういった道路の状況を、そういう収集車の運転につきましての注意喚起を行い、また、職員の体調面、こういった面の管理も、収集車は運転手と助手の2人1組で運行しておりますので、相互確認ということで、体調の点検等もしております。

事故を起こした場合につきましては、事故報告書とか、その状況の確認等を実施して、さらに気をつけるように指導をさせていただいておりますし、総務課のほうで安全運転講習ということで、今回ですと、赤穂の自動車教習所に行って、教習を受けるというような対応を取らせていただいております。

今回のような事故につきましては、90%という割合になってございます。

職員の不注意、重大な過失があったということにつきましては、二度とあってはならないというふうに十分認識をしております。

以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 8．議案第 100 号 工事請負契約の変更について（佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8 に入ります。
議案第 100 号、工事請負契約の変更について、佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 100 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、本年の 6 月議会で承認をいただきました、佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事にかかる契約額を増額変更しようとするものでございます。

この工事は、ご案内のとおり、佐用中学校の外壁及び屋根を全面的に改修するための工事で、工事に当たりまして、補修必要箇所を再度詳しく調査した結果、施工箇所の増加が生じたため変更を行うものでございます。

具体的な変更内容は、外壁については、コンクリートの浮き部分の補修面積の増加と、屋根のふき替え箇所の増加及び、劣化した窓枠のシーリングを新たに追加したことによるものでございます。これらの変更によりまして、消費税を含む契約金額 1 億 120 万円を 444 万 5,100 円増額し、1 億 564 万 5,100 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ、設計者は誰なんだろうというのが 1 点。
それと、これ一番初めにかけた金額というのは、さらに、この補正のほうが、金額的に大きくなっておりませんが、そこらへんは、どんなんだったのかなと思って。
いわゆる、一番初めの現状把握が、かっちりできておったんかどうかも含めて、ちょっと、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

設計及び施工管理については、株式会社魚崎設計でございます。

今回、増額になった金額が、当初より大きくなったという、今、お話があったんですけども、工事費については、大きくなっておりません。

最初の設計の段階で、そこまで分からなかったのかということの意味かと思われるんですけども、当初設計の中では、あくまでも目視で現状を把握して、設計をしておりますので、そこまでは、分かっておりません。

あくまでも、これは、実際に工事中に足場を組んで、間近で損傷具合を見て、増額部分であったり、減額部分であったりということでは、把握した上で、変更をさせていただいたということでございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 新設工事と比べると、今回のような維持管理の、維持修繕工事というのは、工事が複雑になってくると。

公共工事、こういう建物の関係含めてですけども、30年、40年たって、こういう複雑な工事が増えてきているというところで、最初は、設計者のほうが目視でという話がありました。

議運で説明受けたのは、足場を組んで分かったという話、今、言われたように、目視で。

ということは、その設計の段階で、設計積算のところ、やっぱりミスがあったのではないかなど。

本来なら、そこを、やっぱり、きちっと、目視ではない方法で設計をすることが必要だったのではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 職員が議運で足場を組んで設計しましたというような説明はしたんでしょうか。それは、多分、私は、そんなことは、当然、しておりませんので。

こういう後の補修工事というのは、実際に、現場で工事をする段階で、やはり、きちっと確認をしながら、必要箇所というのを、再度、調査しながら工事をしていくのが、これが1つの一番、効率的な、また、確実な施工方法であります。

ただ、入札をして、業者を決めるためには、当然、設計をして、設計書というものに基づいて、その設計書で入札を行うということです。

ですから、設計者依頼して、その設計者におきましても、決して、目視だけではありません。当然、窓枠から出て、傷んでいるところの状況を、どの程度の浮きになっているか、

どの程度の老朽化が進んでいるかというのは、当然、ハンマーでたたいたり、そうした音を聞きながらもやっております。

ただ、足場をかけて、設計のためだけに、それを最初に調査を行うというのは、莫大な費用がかかりますから、当然、やるべきことは、最終的には同じなので、必要なところを、必要な補修方法で行うということでもありますから、ですから、今回、当然、あれだけ大きな建物の中で、減額、そこは面積的にですよ、最終的に見て、プラスマイナス、必要でないところ、また、もっと、やっぱり範囲が広いところ、そういう面積を出して、最終的に調整をしているということでもありますし、それから、屋根の部分につきましても、屋根これ、防水ということで、屋根の工事していますけれども、途中、20年ぐらい前に、屋根の上に鉄板の屋根をかけております。そういう屋根の部分、下の下地が腐っているという部分があって、それは確認をして、やはり、この際、きちっと、するべきところ、これはやはり、こちらも立ち会って、それをしなくても、大丈夫かなというところもありますし、これから、この工事の時に申しあげましたように、最低でも、これから15年か20年ぐらいは、この建物を使用していかなきゃいけない。そのためには、ここまではやっておくべきだということを見て、現場を、ちゃんと確認しながら、そうした変更を行っておりますので、それは、適切な、やっぱり、私は、方法ではないかというふうに判断をしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 最初に、ちょっと、申しましたように、維持修繕工事というのは、設計積算ミスが起こりやすいと。

今回、金額的には、当初の金額から444万円増ということなんですけれども、毎議会、この1、2年、私も、ちょっと、もう1回振り返って調べてみたら、毎議会ごと、こういう形の補正で増額という形があります。

近隣の市町にも、ちょっと、調べさせていただいたら、まず、そういうことがないと。設計者のミスなのか、あるいは、当局の担当者の指示ミスなのか、設計されている方にも、ちょっと、確認をしました。この今回のケースの設計者ではないですけども、それも複数人の方に確認をしましたところ、やっぱり、あり得ないと、こういうケースはあり得ないと。

これは、やっぱり、しっかりと、設計者のミスと言うよりも、担当者の指示ミスで、こういうことが起こってしまっているのではないかと、そういう認識はないですか。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、ミスでは、私はないと思います。

結局、差が出るということですね。

こういう工事の場合に、当然、私は、過大な設計をしていけば、それは、追加工事とかいうのはなくということか、増額はないかもしれませんが、少なくとも、当初設計におきましては、やはり、これは私の考え方で指示もしておりますけれども、それは、必要なところ、できるだけ、数字的には、積算をきちっとしていく。

ただ、確認ができないようなところまで、これぐらいは必要だろうとか、少し余裕を持つとか、そういうことのないような設計をさせるということです。

最終的には、その工事の途中段階で確認をしながら、必要なものを、必要なだけ工事をして、施工をしていくということで、一番安上がりというんですか、経費的に節減できる効率的な施工になります。無駄なことはさせないということでもあります。

ですから、今、設計者のほうに、こういうことあり得ないというふうに言われると、ほかにはないと、それは、私は、ちょっと、理解ができません。

当然、こうした工事の場合、新築であっても、最初からの新築であっても、途中の施工の段階で、やはり設計変更というのは、当然したほうが、効果的で、無駄を省き、また、よりよくなるという部分については、私は、変更はさせます。設計どおりやるということではありません。

ですから、特に、こうした改修工事なんかにおきましては、今後も1つの基準として、最初の積算を行います。

その後については、現場でしっかりと確認をしながら施工していく。この方法で、私は、やっていきたいと思います。

専門の方と言われておりますけれども、その方が、どのような方か分かりませんが、そういう考え方で、全く、こういうものには、あり得ないと言われるような判断をされるということについては、私は、理解ができません。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 反対討論ですか。

6 番（廣利一志君） はい。

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 議案第 100 号、工事請負契約の変更、佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事についての反対討論をさせていただきます。

今回の契約変更の理由は、そもそも、町長は否定されていますけれども、設計積算ミスが原因であろうと推察されます。

担当課による指示ミスも重なっているというふうに思います。

これまでの議会で、議会ごと、契約変更、増額補正が頻発しています。近隣市町では、あまり例がありません。

一昨年には、入札に際しての不公平な取り扱いもあり、信頼性を揺るがす事態も看過できません。今後、議会での慎重な審議を期さなければいけないという自戒も込めて、当局に対しても注意を促すという意味を、2つの意味を込めて反対といたします。

議長（石堂 基君） しばらくお待ちください。

ただ今、反対討論の中で、町長の発言として、設計の積算ミスがあったかのような発言を町長がされたという表現がありました。その点について、少し、改めたほうが、そう

いう発言はなかったというふうには、私のほうは聞き取っておりますが、討論者、いかがでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） どうぞ。

6 番（廣利一志君） 今回、複数人の方、設計をされる複数人の方に確認をしたところ、先ほど、言いましたように、「設計積算ミスではない」と町長は否定されましたけども、しかし、これは、専門家から言わせると、やっぱり設計積算ミスとされています。それは、担当者の指示が、もしかしたら間違っていたのかも分かりませんが、設計積算ミスが、原因であるという認識です。

議長（石堂 基君） 分かりました。続けます。

〔西岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 賛成討論ですか。
西岡議員。

12 番（西岡 正君） すみません。先ほど、ちょっと、手を挙げてしまいましたけれども、賛成討論の意味で手を挙げたんですが、間違えました。すみません。お詫びします。
先ほど、町長から説明があったんですけども、先ほど、廣利議員は、あまりないというようなことを、言われましたけども、私は、大いにあることだと。
というのは、現場を見て、設計をして、そして、後から、ここが悪かったということは、何ぼでもあります。
その時に、ほなら、設計したとおりに行きましようやと、そこさわらなかつたら、もっと重大な形の中で、後ほど出てくるから、その分は、追加として変更して、よりよくするというのが、何ぼでもあることですから、僕はないというのは考えられない。
そやから、町長の、今、説明は、私は、正しいと思いますから、私は、賛成いたします。

議長（石堂 基君） 反対討論の方、ありますか。

〔岡本安君「賛成討論」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 終わりました。

〔岡本安君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 協力をお願いします。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 100 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 100 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 101 号 工事請負契約の変更について（三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 9、議案第 101 号、工事請負契約の変更について、三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事を、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 101 号、三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事にかかる工事請負契約の変更についての提案のご説明を申し上げます。

現在、三日月文化センター解体撤去及び跡地整備工事を鋭意進めているところでございます。

本工事に係る工事請負契約は、本年 6 月定例会におきまして承認をいただいておりますが、本議会において、その契約額を増額変更しようとするものでございます。

変更の主な理由といたしましては、~~県知事選挙及び~~（説明の最後に説明変更あり）衆議院議員選挙における期日前投票と投票日当日に警備員を増員して配備したこと、外灯の変更整備や外壁タイルの追加、また、自動車転落防止柵工事などを追加したことが要因となっております。

現在の契約額 8,360 万円に 203 万 6,100 円を増額し、8,563 万 6,100 円に変更契約しようとするもので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

また、契約には関わりありませんけれども、この工期につきまして、当初は 12 月 24 日ぐらいに竣工する予定としておりましたが、8 月の長雨の影響で、特に外壁のアスベスト除去作業が雨天により工事ができなかった関係で、工事完了予定日が 1 月にずれ込む見込みでございますのでご報告をさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

〔副町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） それでは、提案説明を変更させていただきます。

変更理由といたしましては、県知事選挙と申し上げましたけれども、それは、特に関係なかったということで、衆議院選挙における期日前投票及び投票当日に来る警備員の増員ということでの変更でございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 101 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 101 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 101 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 15 分とします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 10. 議案第 102 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 10、議案第 102 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

[町長 庵迩典章君 登壇]

町長（庵迩典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 102 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等」の一部改正に伴い、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める 8 省令について、適用期限の延長等が

行われることに基づきます。

その中で「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正について、対象施設の設置期限を「同意日から起算して5年以内」としていたものを「令和5年3月31日まで」とされたことにより、これを引用する本条例を改正するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第102号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第102号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第103号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第11、議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の改正内容は、主に2点でございます。
1点目は、被保険者資格の適用除外規定の追加でございます。
被保険者資格の適用除外につきましては、国民健康保険法施行規則に、「その他特別の事由がある者で条例で定めるもの」は適用除外するという規定がございます。
今回の改正は、「児童福祉法の規定により児童福祉施設等に入所している児童等で、民法の規定による扶養義務者のないもの」を適用除外とすることを条例規定するものでございます。

2点目は、出産育児一時金に係る規定の改正でございます。

出産育児一時金は、現行では40万4,000円に産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、掛金分の1万6,000円を加算し、総額42万円を支給いたしております。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなっておりますが、出産育児一時金が少子化対策として重要であることから、支給総額につきまして、現行の42万円が維持されることとなっておりますため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この2点の改正に併せて、文言の整理等を行っております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第103号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第103号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第104号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第12、議案第104号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第104号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴うもので、主な改正内容といたしましては、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援制度において、認定こども園や幼稚園、保育所などの事業者が作成、保存などを行うものや、これらの特定教育・保育施設と保護者との間の手続き

など、書面により行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であることを規定するため、国の基準に準じて制定している町条例の改正を行うものでございます。

従前の条例にも、電磁的記録等に関する規定はございますが、包括的に規定するため、新たな条文として規定しなおすこととなっております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 53 条の 4 項、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないと、謳っておりますけれど、これ、その時に用事があつたりして、出てこられないような人に対しては、その電磁的な方法とか、そういうような、そういう場合はどうするのでしょうか。そのことについて、お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

この第 53 条の 4 項の、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないということですが、この電磁的方法というものにつきましては、53 条第 2 項の(1)、(1)号ですね、電子情報処理組織ということで、これは電子情報、処理をするということで、インターネット環境を持っている会社でありますとか、あと電磁的処理を行う方法として、メールとか、そういった媒体を利用して利用できるということになってございますので、パソコンとかスマートフォンとか、そういった環境があれば、その場、その場での書面による書類でなく、インターネット環境で申請をしたりとか、あと幼稚園、保育所、認定こども園等の情報が見ることができるとか、そういったことで、そういう部分について、書面でできるものに関しても電磁的処理でできるようにしますという国の方針に則っての改正になるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今日日の若い人は、スマホなんか、ほとんど持っておるんじゃないかとは想定されるんですけど、インターネットなんか、それで、自分がやって、こう見て、そういうようなん、インターネットなんかをしていない人もあるんじゃないか思うんですけど、そういう場合は、どうするんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

必ず、パソコンでありますとか、スマートフォンで行うということで、従来の書面によって行っていた手続きがなくなるということではございませんので、書面の手続き、それから、電磁的方法による手続き、両方で運用ができますよということに変わったということでございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 104 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 104 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 104 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 105 号 佐用町森づくり基本条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 13、議案第 105 号、佐用町森づくり基本条例の制定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 105 号、佐用町森づくり基本条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は、森林の有する公益的・多面的機能が発揮される森林を育成するため、町及び森林所有者並びに町民の責務や役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境、資源、文化を育む森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的として、制定しようとするものでございます。

条例の前文にも記載しておりますとおり、町域の 8 割を占める森林のうち、約半分が杉・ヒノキの人工林で、その 8 割以上が 45 年以上となり、収穫期を迎えております。残り半分の天然林は、住宅地に近いものが多く、その活用がなされなくなった結果、荒廃が進み、

生活インフラへの支障木対策や人家裏等を中心とした里山整備の重要性が高まっております。

さらに、本町では過去に、度重なる台風等によって森林が甚大な被害を被ったことから、土砂災害防止機能等防災面をはじめとした森林のもつ公益的機能の維持を向上させる必要がございます。

そのため、積極的に森林整備事業を推進することで、健全な森林を育成し、町民の財産として次世代に引き継がなければならないと考えております。

条例では、第1条に条例制定の目的、第3条に基本理念、第4条に町の責務、第5条から第7条に森林所有者、町民、事業者のそれぞれの役割を示しております。第8条には、本年3月に策定した「佐用町森林ビジョン」について、その位置づけを明確にし、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な施策等を示すよう規定いたしております。第9条以降は、森づくりの推進と林業の健全な発展、町民皆様の森づくりへの理解の促進等を規定をいたしております。

以上で、議案第105号の提案説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第105号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君） 委員会付託を踏まえて、質疑いたします。

これ、なかなか全国的にも少ない条例なんですけども、いろいろと県で制定されているところとか、市町村でも制定されていますけれども、いわゆる先進地の事例として、この条例をつくったことによって、いきなりではないでしょうけれども、あるいは林業活性化したとか、そういう事例なんかはあるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 林業は、ご承知のとおり状況でありまして、ただ、条例を制定したから、すぐに林業活性化したり、また、整備が格段に進むというような状態には、当然、今、社会、ありません。

ただ、国といたしましても、森林環境税が創設されたり、先般も林野庁にも参った時も、かなり、そうした多面的機能、これからのカーボンニュートラル、環境問題に対して、森林が果たす役割、こういうことが非常に大きくなると、そういう面でも、当然、行政としても、森林を有する、特に、私たちの町の責務として、これを果たしていかなければならない。そういうふうに、当然、考えております。

まだ、こうした条例が全国的に制定されているのは少ないんですけども、考え方は、どこも同じような考え方で進めておりますし、当然、国のそうした、今の助成制度、いろ

んな施策を取り入れながら、やっぱり進めないと、当然、町独自だけではできませんので、全国的なところの連携を図りながら進めていきたいというふうに思っております。そのための基本条例であります。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 他市町の条例を見ますと、例えば、これを機に、11 条でもあります町民の理解の促進ということですね、いろんな、何々月間とか、イベントとか、そういうふうなことを通じながら周知していくということもされているそうなんですけども、周知のために、そういうふうなことも、今後は、計画されようとしているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 逆に、この条例をつくる前に、この森林ビジョンをつくる、その前に、ああして町民のアンケートをさせていただいたり、私も、そうした懇談会を地域で持って、森林の状況、また、必要性、こういうことも、これまでに、そうした取組も行った中で、一応、最後といいますか、条例まで制定をしようというところに来ております。

当然、条例をつくったから、それで終わりじゃないということ。当然、これから、また、条例に基づいて、先ほど申し上げましたような取組をしていくと、そういう中で、この条例に対する理解を町民の皆さんにも、当然、より深くしていただくためにも、広報等なり、また、そうしたイベント的なこともやる必要があればやっていきます。それは、総合的に進めていかなければならないということに思っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 105 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 105 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14. 議案第 106 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について

日程第 15. 議案第 107 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

日程第 16. 議案第 108 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

日程第 17. 議案第 109 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

日程第 18. 議案第 110 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案

(第2号)について

日程第19. 議案第111号 令和3年度佐用町水道事業会計補正予算案(第2号)について

議長(石堂 基君) 続いて、日程第14から日程第19について、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石堂 基君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第106号、令和3年度佐用町一般会計補正予算案(第6号)から、日程第19、議案第111号、令和3年度佐用町水道事業会計補正予算案(第2号)についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第106号から議案第111号、一般会計並びに特別会計の補正予算案につきまして、一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第106号、佐用町一般会計補正予算案(第6号)から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,737万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億3,170万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

地方特例交付金につきましては、289万2,000円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金1万6,000円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、3,042万9,000円の増額。うち、国庫負担金は1,070万3,000円の増額でございます。国庫補助金は1,972万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加計上などによるものでございます。

県支出金につきましては、743万1,000円の増額。うち、県負担金は372万7,000円の増額で、障害児通所支援費負担金の追加計上などによるものでございます。県補助金は350万4,000円の増額で、現年発生農林災害復旧費補助金の追加計上などによるものでございます。委託金は20万円の増額でございます。

繰入金につきましては、3,017万3,000円の増額で、財政調整基金繰入金の追加計上などによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入611万6,000円の増額でございます。

町債につきましては、390万円の減額でございます。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、1,133万8,000円の減額。うち、総務管理費は1,010万6,000円の減額で、地方創生臨時交付金事業の実績見込みによるものが、主なものでございます。戸籍住民登録費は123万2,000円の減額でございます。

民生費につきましては、3,835万8,000円の増額。うち、社会福祉費は3,400万3,000円の増額で、障害福祉サービス費、障害児通所支援事業などを追加計上いたしております。

児童福祉費は 435 万 5,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、2,351 万 5,000 円の増額。うち、保健衛生費は 2,347 万 5,000 円の増額で、医療従事者や高齢者施設の入所者などを対象とした、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種に係る経費などを追加計上いたしております。清掃費は 4 万円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、590 万 6,000 円の増額。うち、農業費は 304 万 2,000 円の増額で、さよう農の匠養成塾実施事業補助金などを追加計上いたしております。林業費は 286 万 4,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、220 万円の減額でございます。

土木費につきましては、2,430 万 2,000 円の増額。うち、土木管理費は 15 万 8,000 円の増額でございます。道路橋梁費は 1,315 万 4,000 円の増額で、路面性状調査業務に伴う測量調査設計委託料などを追加計上いたしております。下水道費は 792 万 2,000 円の増額で、特別会計繰入金でございます。住宅費は 306 万 8,000 円の増額で、町営住宅に係る修繕料などを追加計上いたしております。

消防費につきましては、1,034 万 8,000 円の減額で、三日月第 1 分団の車両購入延長に伴い、車両購入費を皆減いたしております。

教育費につきましては、182 万 2,000 円の減額でございます。うち、教育総務費は 20 万 8,000 円の増額。保健体育費は 203 万円の減額で、さようマラソン&ウォークの中止に伴うものが、主なものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費 100 万円の増額で、令和 3 年 8 月豪雨災害によって発生した農地、農業用施設の復旧工事における工事請負金を計上いたしております。

次に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正によりまして、説明をさせていただきます。

変更となります道路長寿命化事業、道路新設改良事業につきましては、事業費の増額等に伴いまして、地方債の限度額を設定をいたしております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 107 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 25 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 3,968 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、県支出金につきましては、25 万円の増額で、県補助金、普通交付金の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金を 370 万 7,000 円増額し、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を同額の 370 万 7,000 円減額するものでございます。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

保険給付費につきましては、25 万円の増額で、葬祭費の増額でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 108 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 165 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 8,599 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金 165 万 8,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、165万8,000円の増額でございます。うち、総務管理費は、時間外勤務手当として111万5,000円を増額いたします。介護認定審査会費は54万3,000円の増額でございます。

保険給付費につきましては、介護予防サービス等諸費におきまして、介護予防福祉用具購入費を30万円増額し、同額を介護予防住宅改修費で相殺減いたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第109号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ713万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,726万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金713万4,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。簡易水道事業費につきましては、管理費713万4,000円の増額で、メーター検針委託料の消費税転嫁不足に伴う追加支払い分や原材料費などを追加計上いたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第110号、令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ792万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億960万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金792万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費につきましては、管理費792万2,000円の増額で、消費税などを追加計上いたしております。事業費は、公共下水道事業実施設計委託料を725万2,000円減額して、同額を工事請負金で増額いたしております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第111号、佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。

支出の第1款、水道事業費用につきましては、51万2,000円の増額。うち、第1項、営業費用につきましては38万円の増額で、消費税転嫁分追加支払に伴うメーター検針委託料などを追加計上いたしております。第2項の営業外費用につきましては、13万2,000円の増額で、企業債利息でございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提案の説明とさせていただきます。

議案第106号から議案第111号までの補正予算につきまして、ご説明をさせていただきました。それぞれ、ご審議いただき、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第106号から議案第111号については、12月13日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
お諮りします。お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。

日程第 20. 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 20 に入ります。
日程第 20 は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。
この件については、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の庵途典章議員が、令和 3
年 11 月 12 日付で任期満了となり、本町選出の議員に欠員が生じております。
よって、本日の会議で、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、本
町選出議員の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（石堂 基君） ただ今の出席議員数は、13 名です。
佐用町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人 2 名を決めたいと思いま
す。
お諮りします。1 番、金澤孝良君。2 番、児玉雅善君。以上の両君を指名したいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
なお、事前に、立候補の周知をしておりますが、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約
第 8 条第 1 項の規定により、町長、副町長、全議員の 15 名が被選挙人となることに、ご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石堂 基君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（石堂 基君） 異常なしと認めます。

これより、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（尾崎基彦君） それでは呼び上げます。

1 番、金澤孝良議員。

〔1 番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 2 番、児玉雅善議員。

〔2 番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 3 番、加古原瑞樹議員。

〔3 番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 4 番、千種和英議員。

〔4 番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 5 番、小林裕和議員。

〔5 番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 6 番、廣利一志議員。

〔6 番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 8 番、岡本義次議員。

〔8 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 9 番、金谷英志議員。

〔9 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（尾崎基彦君） 10 番、山本幹雄議員。

[10 番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長（尾崎基彦君） 11 番、岡本安夫議員。

[11 番 岡本安夫君 投票]

議会事務局長（尾崎基彦君） 12 番、西岡 正議員。

[12 番 西岡 正君 投票]

議会事務局長（尾崎基彦君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

[13 番 平岡きぬゑ君 投票]

議会事務局長（尾崎基彦君） 14 番、石堂 基議長。

[14 番 石堂 基君 投票]

議長（石堂 基君） 投票漏れは、ありませんか。
投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。
これより、開票を行います。
金澤孝良議員、児玉雅善議員、開票の立会をお願いします。

[開 票]

議長（石堂 基君） 選挙の結果を報告します。
投票総数 13 票。有効投票 13 票。無効投票ゼロ票。
有効投票中、坪内頼男氏が 8 票。庵途典章氏が 2 票。児玉雅善氏が 3 票。
なお、法定得票数は、4 票です。
したがって、坪内頼男氏が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
議場の出入口、閉鎖を解いてください。

[議場開鎖]

議長（石堂 基君） ただ今、当選されました坪内頼男氏が議場におられますので、本席から佐用町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

日程第 21. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 21 に入ります。日程第 21 は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 00 時 01 分 休憩

午後 00 時 02 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（石堂 基君） お諮りします。委員会開催等のため明日 12 月 1 日から 12 月 7 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 8 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 00 時 03 分 散会
